

●香川県告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成22年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成22年9月8日	前田外科医院	坂出市江尻町1102番地1
平成22年9月30日	川崎造船診療所	坂出市川崎町1番地
平成22年9月30日	ソフィア歯科クリニック	坂出市京町1丁目6番26号
平成22年9月30日	はまだ歯科・矯正クリニック	三豊市豊中町比地大2624番地6